

新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組み

1 時差出勤

(1) 対象職員 公共交通機関で通勤する職員 約700名（※県立病院は対象外）

(2) 実施内容

混雑する時間帯を避けるため、早出遅出勤務制度を活用し、以下の勤務パターンから選択（所属長が指定）

① 勤務時間：午前7時30分～午後4時15分

② 勤務時間：午前9時30分～午後6時15分

※ 公共交通機関の運行時刻の関係等により、他の勤務パターンも可とする

※ 窓口業務など県民サービスに直結する業務については利便性が低下しないように対応

(3) 実施期間 令和2年2月27日（木）から当面の間

2 出張の自粛

(1) 対象職員 全職員

(2) 実施内容 不要不急の県外への出張を自粛することとする

(3) 実施期間 令和2年2月27日（木）から当面の間

3 仕事上の情報共有手段の確保

全職員に対し、Office365の庁外利用登録手続きを行うよう2月27日（木）付けで改めて通知

なお、感染した場合に重症化するリスクが高い職員等を対象に、統計情報課所有の貸出端末等を使用し、試行的にテレワーク（在宅勤務）を実施

※ 令和2年3月2日（月）から当面の間